

国際セミナー

「アジア太平洋障害者の十年 後半5年の促進に向けて」

報 告 書

2006 年 11 月 21 日開催

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

目次

はじめに.....	2
会場風景.....	3
プログラム.....	4
主催者あいさつ.....	5
基調講演「アジア太平洋障害者の十年後半5年の効果的実践に向けて」	6
パネルディスカッション.....	14
質疑応答.....	25
閉会のあいさつ.....	33
講師紹介.....	34

はじめに

日本障害者リハビリテーション協会では、ESCAP アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）に関する ESCAP の動きや各国の状況および NGO の取り組みについて日本の関係者に広く理解していただくため、国際セミナーを開催してきました。

ESCAP は、2006 年 10 月に、BMF(びわこミレニアムフレームワーク)の 7 つの優先課題のひとつである障害者自助組織をテーマとするワークショップをバンコクで開催しました。そのとき日本からスピーカーを務めた方々ならびに、来日中の ESCAP 障害問題プロジェクト専門家を講演者に招いて 11 月に国際セミナーを開催しました。

2006 年の ESCAP のワークショップでの議論の結果は 2007 年のアジア太平洋障害者の十年中間年に採択される、後半 5 年の戦略文書である、BMF プラスファイブに反映される、ということです。

本セミナーの報告書を作成しましたのでご高覧ください。皆様の活動のお役に立てば幸甚です。

日本障害者リハビリテーション協会

会長 金田 一郎

2007 年 3 月

会場風景



プログラム

総合司会：沼田千好子

13:30 開会

主催者挨拶 片石 修三（日本障害者リハビリテーション協会常務理事）

13:40 基調講演

『アジア太平洋障害者の十年後半5年の効果的実践に向けて』

秋山 愛子（国連 ESCAP 障害問題プロジェクト専門家）

14:30 休憩

14:40 パネルディスカッション

『アジア太平洋障害者の十年後半5年の民間での促進に向けて』

進行：松井亮輔

<パネリスト>

自助団体について

①中西 正司（DPI アジア太平洋ブロック評議会議長）

②高田 英一（世界ろう連盟名誉理事）

APCD（アジア太平洋障害者センター）について

③戸田 隆夫（JICA 人間開発部高等・技術教育・社会保障グループ長）

APDF（アジア太平洋障害フォーラム）総会・会議について

④田中 徹二（JD 理事）

<コメンテーター>

⑤長田こずえ（国連本部 社会経済理事会サポート部

国際協力政策課 シニア経済担当官）

<リソースパーソン>

⑥秋山 愛子（再掲）

16:15 質疑応答

16:45 総括コメント 松井 亮輔

16:55 閉会挨拶 藤井 克徳（JDF 幹事会議長）

17:00 閉会

主催者あいさつ

日本障害者リハビリテーション協会常務理事 片石 修三

本日は、セミナーにご参加いただきありがとうございます。

第二次アジア太平洋障害者の十年は、来年度で5年目を迎えます。

ESCAP も後半の 5 年に向けて活動を始めていますが、民間レベルでも APDF の動きを中心に活動がなされていくものと見られます。

また国連におきましては、障害者の権利条約が年内に採択される予定です。この世界的な動きはアジア太平洋地域の活動にも大きな影響を与えるものと思います。

このような時期、背景をもとに、アジア太平洋地域の NGO の取り組み、現状を確認するとともに、今後の活動の方向、課題について、広く意見交換をする必要があるものと考え、独立行政法人福祉医療機構のご協力をいただきセミナーを企画しました。

基調講演を引き受けてくださいました秋山さん、パネルディスカッションに登壇いただきます皆様には、心よりご協力いただき、感謝を申し上げます。

このセミナーを機会に、第二次アジア太平洋障害者の十年に対する日本の関係者の関心は一層高まり、建設的な活動につながっていくことを願っています。どうぞよろしくお願いします。

基調講演 「アジア太平洋障害者の十年後半5年の効果的实践にむけて」

国連E S C A P障害問題プロジェクト専門家 秋山愛子

本日は、アジア太平洋障害者第二次の後半へ向けての、より効果的な実践に向けてお話しします。びわこミレニアムフレームワーク（以下、BMF）の話は、ご存じの方もいるかもしれませんが、アジア太平洋障害者十年は、アジア太平洋の障害者の人たちのために、日本の私たちに何ができるのかという意味だと思っていらっしゃるかもしれません。ところが、これは、日本もアジア太平洋の国々の一員であり、その問題は、日本の障害者およびアジア太平洋の国が抱えている問題であるということです。

アジア太平洋地域の障害者の状況

アジア太平洋障害者の十年の後半5年で効果的实践をするにはどうしたらいいか、という命題に関して考察してみます。私はE S C A P（国連アジア太平洋経済社会委員会）で域内の政府やNGOの方に障害者の政策と実践を説明する仕事を担っていますので、考察にあたってBMFおよび障害者権利条約が登場した文脈についておさらいをしてみます。

今、私たちは歴史の大きな転換点にいます。障害者権利条約の草案が合意され、うまくいけば、2年あるいはもう少し後に発効され、効力をもつようになります。障害者権利条約とBMFを比較してみましょう。

E S C A Pとしては、後半5年に向け、BMFを多少見直す必要があるのではないかと考えています。まず、国連や障害者団体をはじめ、いろいろな方々がさまざまな活動をしてきたのは、障害者のあらゆる意味での権利を実現するためということができると思います。権利の実現のためのアプローチには、たとえば障害者差別禁止法やADAに代表される差別禁止法的小アプローチがあります。それは、雇用、公共交通機関、建造物、情報アクセス、教育などに関わってきます。いろいろな差別がこれにより解消されてきましたが、所得保障や生活支援についてはまだ弱い点があると指摘されています。

一方、先進国日本は社会保障の権利は保障され、ある程度の制度は充足しているかもしれませんが。ところが皆さんご存じのように、日常生活で、障害があるがゆえに行きたいところに行けない、教育を受けられないという現状があります。それは社会保障的小アプローチは解決されていないということです。

社会保障的小アプローチ、差別禁止法的小アプローチのどちらもない国、あるいは一応あっても、不十分だという国もあります。アジア太平洋地域の国々は、どちらも充実していない国が多いと思います。アジア太平洋地域は東・北東アジア、東南アジア、南・南西アジア、北・中央アジア、太平洋の5つの小地域に分かれ、約40億人が生活し、世界人口の62%を占めます。政府間機関であるE S C A Pの53の加盟国と9の準加盟国があります。発展途上国が2、移行経済国は10、最貧国は14あります。日本は先進国です。これは経済的な指標に基づいているもので、どういう意味で先進国かは、私たち自身が考える必要があるかもしれません。

アジア太平洋地域は、貧困が大きな問題になっています。世界で最も人口が多い7か国のうち、中

国、インド、インドネシア、パキスタン、バングラデシュの5か国がE S C A P域内にあります。2006年にE S C A PとUNDP（国連開発計画）、ADB（アジア開発銀行）が発行した報告書を見ると、これら5か国は世界人口の3分の2を占め、衛生状態が悪く、栄養不良の人が多く、1人あたりの収入が1ドル以下というデータが出ていました。E S C A Pの中で障害者のプログラムは高い評価を得ていますが、この報告書には、障害者の文字が出てきません。

障害者の貧困も大きな問題になっています。発展途上国では、障害者の貧困率は貧困人口の15～20%を占めるとも言われています。2002年のILO（国際労働機関）のデータでは、中国では、障害の有無にかかわらず、貧困率は約20%ぐらいですが、貧困人口の3分の1が障害者とされています。E S C A Pが2003年に、中国で貧困削減のためのワークショップを開催しましたが、そのときには、障害者人口6,000万人のうち、1,065万人が貧困にあるのではないかとという報告がありました。障害者の貧困がとりわけ大きな問題であることが、これらのデータから浮き彫りになっています。しかも貧困は、必ずしも収入面だけに限るものではありません。

貧困を解決し、障害者があらゆる社会サービスを受けられるようにし、差別をなくすためにアジア太平洋障害者の十年の取り組みがありました。第一次十年1993～2002年のときには、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」について、E S C A Pは政策策定と実施について訴え、「アジェンダ・フォア・アクション」という政策策定をしました。そして、少しずつ障害に関する政策決定者の関心は高まっていましたが、まだ十分ではありませんでした。

びわこミレニアムフレームワーク（BMF）の登場

そこで、2003～2012年までの第二次「アジア太平洋障害者の十年」が生まれ、この10年のためにつくられた政策の基盤が「びわこミレニアムフレームワーク（BMF）」です。テーマは、「インクルーシブでバリアフリー、権利に基づく社会の構築」です。障害者の問題は、慈善ではなく、権利の問題だということを明確にしたかったので「権利に基づく」という言葉を盛り込みました。「権利に基づく」というのは、貧困の解決、削減、発展の権利も含む人権の理念に立脚した社会をつくることでBMFのパラグラフ11に書かれています。

では、権利を実現していくために何が必要であればいけないかを考えた場合、世の中には物理的なバリア、態度のバリア、社会的、経済的、文化的なバリアがあるために障害のある人は差別され、権利性のない状態にあるという考え方から、そのバリアを社会が主体的に取り除いていく必要があります。慈善ではないことを言うために、「バリアフリー」という概念を明記したのです。それから、障害者のあらゆる面での権利を実現させていくことが、障害者だけではなく、さまざまな人にとっても有効であるという意味で「インクルーシブ」という概念が盛り込まれました。障害者のことを政策にすることは、社会全体が発展することになるのだということを強調するためでもありました。これは社会に合意を得るための戦略的な概念であったと振り返っています。

BMFの優先的政策領域

BMFには7つの優先的政策領域があります。その第一、二、三とされているのが、障害者の自助団体、家族・親の会、女性障害者です。そしてこの3つの主体の人たちが各々の生活領域での早期発見、各種建造物および公共交通機関へのアクセス、支援技術を含む情報通信のアクセス、能力開発、訓練と雇用を優先させることをうたっています。

誰が権利を保障し、尊重し、促進するのかという点では、通常、政府を指すことが多いのですが、BMFでは政府だけではなく、障害当事者団体、関係団体、開発機関も実現を担っていくキープレーヤーであると明記しています。

さらに、開発の世界における大きな規範であるミレニアム開発目標に、障害者のことが一言も明記されていないために、障害者の貧困削減と教育の目標を盛り込みました。達成目標6の中に障害のある子ども、若年層がミレニアム開発目標の対象として位置づけられています。達成目標7として、最低限75%の障害のある子ども、若年層が初等教育を完了することが入れられました。

以上、BMFについて、権利を実現するために、概念的にも工夫され、そして、ミレニアム開発目標の中で障害が扱われていないことに懸念を表明してつくられた文書であることをご理解いただければと思います。

ESCAPの実施した障害の政策アンケート

中間年を来年に控えた今、障害政策担当部署が定着化してきたと言えます。ESCAPが2004年にアジア太平洋地域の各国政府およびNGOに対して障害者問題への取り組みについてのアンケートを実施し、2006年にその結果をまとめた文書を作成しました。その結果によると、28の国の政府に障害政策担当部署が存在し、うち12の政府には省庁横断的な仕組みがあることがわかりました。以前は障害者の問題は社会福祉の分野だけでいいとする考え方がアジア太平洋の国々にありましたが、その点からすると、一つの前進と言えます。

また、14の政府に包括的障害者法があり、また12の政府に、いつまでに政策を実現させるか、障害者何%にどういったサービスを受けられるようにするという、具体的な行動を盛り込んだ行動計画がありました。

さらに、いくつかの領域で法制度の中に、権利性が顕在化している傾向を見ることができました。まず憲法の中に、障害者の法もとの平等、機会均等、権利の実現を明記しているのは、インドネシア、東チモール、ブータン、フィジー、タイです。そこにはきちんと障害者の法の下での平等、そして権利の実現という条項があります。

包括的障害者法があり、差別禁止、機会均等を条文化しているのは、中国、フィリピン、インドですが、実際にどう実現していくのが明確になっていないのがこれらの国々の法律の弱点です。

障害に特化した、あるいは特化してなくても、差別を禁止し、救済の機関をもつ国は香港特別行政区、オーストラリア、ニュージーランドです。

法律の中にきちんとした条文はないけれど、政策の精神や原理に障害者の権利が大切だとしているのがパキスタンと日本です。このアンケート結果を見ると、ほかの国から法制度の権利性は学ぶことが多いのではないのでしょうか。

アジア太平洋地域の変化・進歩

アジア太平洋地域にも大きな変化がありました。2003年には太平洋地域の政府のフォーラムが開催され、そこで、BMFを公式に支持しました。そしてその後、続々、障害者に関する政策が策定されてきています。2006年10月24日にはベトナムで行動計画が採択されました。かなり明確で、具体的な行動措置を明記しているので評価できます。たとえば、2012年までの時限付達成目標があり、80%の県、市で自助団体を育成すると述べられています。標準手話の確立と通訳養成にもふれられていま

す。貧困削減プログラムを必要とする障害者の100%が、プログラムを受けられるようにするとも言っています。アクセスに関しては新築の公共建造物と交通機関は必ずアクセスコードに基づくこと、また既存のものについては20~30%のアップグレードをするとされています。

障害者の世界では、障害者の人口のデータも整備されていないという反省もありますし、教育を受けている割合、雇用率のデータも明らかにされていない課題があります。それらに関して、少しずつ前進している部分もあります。一つは、今E S C A Pの統計局がW H Oと共同して、I C F（国際生活機能分類）を反映した障害者の統計データ作成のための研修を4回以上行い、マニュアルを作成中です。I C Fは、社会モデル的な考え方を反映していますが、データにも、「あなたは障害者ですか」ではなく「あなたはどのようなニーズをもっているか」「生活でどんな困難を感じているか」というI C Fを反映させる視点があります。政府、N G O、開発機関によるデータ収集の取り組みも少しずつ出てきています。いろいろなアドボカシーを行うには、正確なデータが必要ですので、よい傾向だと思います。例を挙げると、ベトナムから6歳以上の障害児および障害者の非識字率が41.1%、障害者全体の中で19.5%しか中等教育を修了していないというデータがありました。初等教育アクセスに対して、障害のない人は100%近いという報告がされていますが、それと比べると、障害者の教育に対しての認識の足りなさがわかり、私たちも検討できるのではないかと思います。

開発に取り入れられるようになった障害の視点

障害の視点を開発のメカニズムや実践に取り入れ始めている例も出てきています。J I C A（国際協力機構）、A D Bも、自らの事業の中に障害者の視点を入れた政策をつくり始めました。U S A I D（米国国際開発庁）の方針、J B I C（国際協力銀行）も調査を始めています。世界銀行もアクセスや人間開発に関して、障害者の視点を反映したガイドラインの完成間近と聞いています。

国レベルではフィリピンに貧困撲滅委員会がありますが、その中に、障害者の委員が入り、障害者の視点から取り組む体制が整えられています。インドでは、すべての貧困削減プログラムの最低3%は、障害者に提供すべきという規定もあります。

当事者の政策への参画

障害当事者の団体や関係団体が政策策定に参加するようになったことは、障害者権利条約の草案策定の寄与が大きいかと思いますが、各国の政策策定や、実質的なサービスを確保するための当事者の参加の動きも大きくなっていると感じています。

交通機関のアクセスの整備も、当事者の運動なしではなし得ません。先月タイのバンコクで、E S C A Pは障害当事者団体、関係団体のワークショップを開きました。そこでは、開発の領域や持続的に生活を維持するために、当事者団体や関係団体がどのような活動をしているのか、アドボカシーにおいてどのような役割を果たしてきたか、障害者権利条約の中での役割、統計・データ収集における役割について検討しました。

E S C A Pの活動は、以前に比べれば障害者の権利性が、法制度の中に顕在化してきたり、体制も定着化してきていて前進はあります。しかし課題は山積みです。むしろ課題のほうが多いと言えます。障害者の課題をさらにインクルーシブにする取り組みには足りていません。たとえば、マレーシアでは、障害者に関する教育の問題が社会福祉省で取り扱われていて、教育省では取り扱われていません。それはやはりメインストリームにしたほうがいいのではないのでしょうか。法制度に権利性を顕在化さ

せると先ほど言いましたが、それはどのように実体化されているのでしょうか。それをきちんと見守る、あるいは実体化されるように規則や規定をつくっていくことも必要です。

タイでは重度障害者に対しての手当制度があります。地方自治体、日本でいえば県にあたるところが重度の障害者を認定することになっています。障害者のいる世帯の収入が、タイの貧困水準以下と見なされた場合、その世帯には 500 バーツ（約 1,500 円）が支給されます。しかし、重度障害者の認定は、地方自治体によってばらばらで、ナショナルミニマムがありません。E S C A P の会議にもよく参加されるタイのトッボンさんは、今の制度でいえば、重度と認定される方ですが、いろいろ活動していて貧困と見なされていないので、この制度の対象にはなっていません。さらに問題なのは、500 バーツという金額です。参考までに言うと、タイの大学の新卒の給料は、7,000 バーツ（約 2 万 2,000 ～ 2 万 3,000 円）ぐらいです。刑務所の囚人の給料は、月に 1,500 バーツ、（3,600 円）ぐらいです。その金額から考えると、500 バーツという金が、何を基準に、どんな意図で支給されているのか疑問があります。「この人たちがかわいそうだから」という施しのような意味のお金にしか思えない部分もあります。実際、トッボンさんやタイ盲人協会のモンティアンさんなどは、この制度を疑問に感じ、障害当事者にもっとお金を直接支払い、その人たちが必要としているものを買うという制度をつくるためにアドボカシーを展開していきたいと言っています。

貧困と権利の関係

貧困が大きな問題だと言いましたが、貧困削減と、権利や平等の概念がつながりにくいという現状があります。

先日、A P D F の会議がバンコクで開催されました。ある参加者が、差別禁止法や平等の権利よりも、貧困削減のほうが大切だと主張しました。「私たちにとって、権利の平等というのは腑に落ちるものではない」と言った言葉が印象的でした。理屈のうえでは貧困は社会から排除されたり、差別されたりすることから生じるものであり、貧困削減は生きる権利、生き延びる権利、いろいろなサービスにアクセスしていく権利とも言えます。貧困と権利には密接な関係がありますが、貧困の中で暮らしている立場の人から言うと、権利と、貧困から脱却するということが関連があるとは、自分のこととして感じられないということです。これは、その人たちに問題があるというよりも、私たちが貧困と権利をどのように伝えていくのかを考える必要があるとも感じています。

それから権利に基づく貧困削減、開発をどのように実践的に行っていくのかも課題としてあります。

障害者権利条約の中にも障害は環境との関係性で生じると明確に書かれています。そういったアプローチをどのように国内法に落とし込んでいくのか課題だと思います。

社会モデル的アプローチの重視

私たちが行ったアンケート調査によると、アジア太平洋諸国の法律での障害者の定義は、基本的には医療モデルが中心で、個々の医学的見地による障害の状態に基づいたものが多くなっています。香港の差別禁止法などは、差別を禁止し、差別からの救済を意図につくられています。障害をもつ本人だけに限らず、障害がかつてあった人、あるいは関係者に障害者がいる人も含む、社会モデル的な要素も含まれています。国内法に障害の社会モデル的アプローチを落とし込むときには、それぞれの法律の意図を検証して、それが差別禁止法的なのか、あるいは社会保障の受給者を明確にしていくのかなどを検討していく必要があると思います。

シンガポールのジュディ・ウィさんという障害者が、先日、バリアフリーワークショップに参加するときに、このテーマにもかかわらず、抱えてもらわないと飛行機に乗れない状況がありました。それだけではなく、彼女は、帰国時に香港からシンガポールに乗り換えの搭乗手続をしなければならなかったのですが、その際、カウンターで航空会社の約款により、障害のある方は一人では飛行機に乗れないと言われてしまいました。ジュディさんは今まで一人で旅行してきたのに、初めてそんなことを言われて、驚きました。その後、別の係員に説明させるのでお待ちくださいと言われて、30分以上待たされ、その後来た人に、約款があるのかと聞いたところ、「ないけれども当事者一人だけでは、障害者のニーズが把握できないので」と言われたそうです。こういったことは日本でもよくあることだと思います。権利を日常生活に落とし込む場合には、国内法のレベルだけでなく、民間会社の約款も見えていく必要があります。

びわこミレニアムフレームワークと障害者権利条約の関係

障害者権利条約は法的拘束力がある人権条約ですが、批准されなければ効力をもちません。一方で2002年に多くの政府が重要だと合意した文書であるBMFには法的拘束力はありません。BMFは批准しなくても合意すれば、実現していくことができる、アプローチしやすい文書であると言えます。

BMFも権利条約も原則は同じです。条約はさまざまな権利をきちんと書き込み、それらがナショナルミニマムであることを明確にしているものです。BMFには、より具体的な措置や達成目標が記されています。先ほど述べた教育の件に関しても、何年までに、何%の障害者が学校に行けるようにするという目標が書かれています。またインクルーシブの概念も明記されています。権利条約の中にはコミュニケーション、差別、言語の定義、合理的配慮の概念、定義が書き込まれていますが、BMFにはありません。合理的配慮はバリアを取り除いていくために、社会が何かをしなければいけないという考え方です。BMFには合理的配慮の言葉はありませんが、バリアフリーという、ある程度概念的に似通った言葉があります。

一方BMFにあって、権利条約にない条項もあります。第一に挙げられるのが、BMFの中に7つの優先領域があり、自助団体、関係団体、家族の団体が挙げられていることです。権利条約は当事者団体の参画を随所でうたっていますが、自助団体については特にありません。BMFでは、自助団体はニーズを把握する一番の担い手であり、政策策定に参加すべきだと言っています。

また、BMFは戦略の中に、国内行動計画の作成、障害統計データ収集制度の確立、比較可能な定義をつくることを述べています。権利条約の中でもデータ収集についてふれていますが、障害者のプライバシーを侵さないようにという記載があります。

BMFでは、E S C A Pの中にある小地域、太平洋地域、北アジアなどでBMFを推進していくための体制をつくることをうたっています。それから、より具体的な戦略として、A P C D（アジア太平洋障害者センター）との協力が障害者のエンパワメント、権利実現につながるとしています。また、E S C A P地域だけでなく、アラブなどの地域間の協力も必要であるとうたっています。

逆に、権利条約にあってBMFにない条項もあります。BMFには障害のある子どもの意識向上についてまとまってふれられてはいません。交通機関、公共建造物、情報へのアクセスについては書いてありますが、公的サービスへのアクセス確保は、明記されていません。権利条約の中では自由権的と言われる権利の保障に関係するもの、生命に関する権利、危険の状態、人道的なもの、司法へのアクセスについてもありません。

大きな特徴として挙げられるのは、国際協力だと思います。権利条約は第32条でインクルーシブな国際協力をするべき障害者の視点が一般の国際協力事業に反映されるべきだとしていますが、BMFには、国際協力をうたった項はありません。ただ、具体的な達成目標にその精神は織り込まれています。たとえば、協力機関や開発団体が目指す拠出金やローン決定の際の基準に、プロジェクトそのものがユニバーサルデザインを遵守しているかどうかを盛り込むべきだとしています。

ESCAPの地域内には、車の両輪としてBMFと障害者権利条約があると考えていただきたいと思います。BMFは、政策アイデアが多く、達成目標もあります。権利条約は、いったん批准され、効力をもてば、法的拘束力があり、国内法の整備をうながす強い力があり、ナショナルミニマムとしての原則を打ち立てています。

先日、世界ろう連盟が主催したセミナーで、障害者権利条約の草案が策定されたことは、大きなエネルギーを与えたと参加者は言っていました。ESCAPとしては、BMFと権利条約の2つをエネルギーとして、国内の政策を進めていただきたいと思います。

そのときには、当事者の参画は必要最低条件です。国内法の中で、まず何にどう取り組んでいくかという戦略を皆で考え、つくることが必要だと思います。

地方自治体、地域レベルにおいても、BMFの精神や権利条約に書いてあるレベルまでどのように引き上げていくか、今後の課題として考えたいと思います。そしてもちろん、それらのモニタリングも必要です。国内だけではなく、今までつくり上げてきたネットワークを強化し、国際協力、連帯を推進していきたいと思います。

びわこプラスファイブの策定

障害者権利条約の草案策定という大きな出来事があっただけではなく、今まで前進してきたことや今後の課題を鑑みたうえで、BMFが、現状のままでいいのかという疑問があります。BMFの中には、中間評価に基づき、もし必要ならば達成目標や戦略に変更を加えることも可能であると書かれています。昨年のESCAPの総会決議に基づき、来年の9月にはハイレベルの政府間会議を開催します。そこで今までの活動を見直したうえで、アジア太平洋障害者の十年の後半5年に向けての戦略づくり、BMFの見直しをしていきたいと思っています。具体的には、ハイレベル会議の成果文書として、「びわこプラスファイブ」を採択し、必要な修正や加筆をしていきたいと考えています。

2006年7月には、第1回びわこ関係者調整会議がありました。優先領域内の課題や措置、戦略の改善、修正について意見が出ました。たとえば、開発の中にもっと障害の視点を入れることを推進すべきであるときちんと書かれていないので、戦略的に明記すべきであるという意見が出ました。また、アジア太平洋地域では、知的・精神・重複障害、内部障害など、いろいろな障害者に対してはっきりとした定義がされていない国が多いので、きちんとさせるべきであるという意見もありました。BMFでは、障害の定義を比較可能なものにすべきと言いつつ、定義についての説明そのものは、あまりしていないからです。

近年、アジア太平洋地域では、津波や地震など大災害がありました。それでBMFに災害予防・対応に障害の視点を反映することを明記すべきであるという意見もありました。NGOや障害団体、政府開発機関などは、BMFを担っていく主体として書かれているが、そういった団体のネットワークをもっと強化するべきという意見もありました。また、それだけではなく、民間企業との連携や力、興味・関心事をもっと利用すべきという意見も出ました。

先月、中国にあるリゾート地、海南（ハイナン）島でバリアフリーに関するワークショップが開かれました。そこでバリアフリーに関する島の人々の関心が高いことがわかりました。バリアフリーを整備すれば、ビジネスの面では観光客が増えてお金が落ちるので、企業の関心も高くなります。障害者の立場からは、移動しやすく暮らしやすくなり、両方にとって都合がいいのです。それは実質的に、障害のある人の権利を実現することにもつながります。したがって、バリアフリー観光をもっと推進すべきという意見が出ました。ワークショップの最終的な声明にも、びわこプラスファイブの中に、バリアフリー観光を戦略として入れるべきだとありました。

国内行動計画をつくるべきだということは、すでにBMFにあります。それを地方自治体のレベルでも同様の計画をつくり、大きな役割を果たしていることを書くべきという意見もありました。

来年ハイレベル会議が開かれる 2007 年 9 月までの間に、どのようなスケジュールでびわこプラスファイブの策定を行っていくか説明します。まず、BMFの実践に関するアンケートを各政府、およびAPDFなどの大きなNGOを通じて、さまざまなNGOに配布します。障害者に関するどんな政策をもっているか、政策をつくるための体制としてどんなものをもっているか、障害者の人口数といった、基本的な情報に加えて、BMFにある 21 の達成目標それぞれに関して、どんなことをしてきたか、そしてこの目標を達成されたと思うか、もし達成されたと思う場合は、いつどんな形で、こういった内容の法律をつくったか、こういった内容の質問をする計画です。

これらの質問の後に、21 の達成目標に向かって行動をする際に、どのような課題があり、何が難しいと考えられたかについても聞くことによって、今後、何を課題として考えていったらよいかをESCAP事務局が把握したいと思っています。びわこプラスファイブについての意見もおうかがいするつもりです。

アンケートは 2007 年 2 月の初めまでには回収し、その後、2 月末に専門家会議と第 2 回びわこ関係者調整会議を開き、びわこプラスファイブの構成について話し合います。それから 5 月末までには、ESCAP事務局が草案を作成し、各国の政府に送り、7 月頃までに意見をいただきます。ここで草案がおかしな方向にいかないように、皆さんの力でロビイングやアドボカシー活動をしていただければと思います。その後、最終案を確立させて、9 月のハイレベル会議にこの草案を提出する流れになっています。

車の両輪を担うBMFと障害者権利条約

これまでESCAPが行ってきた障害に関する取り組み最大の強みは、やはり皆さんのような専門家、当事者団体、研究者が大きな熱意をもって、ESCAPの会議に出席し、BMFをつくっていただいたパワーです。私はびわこプラスファイブをつくる過程においても、皆さんに積極的に参画して、皆さんの関心事をびわこプラスファイブに書き入れるように動いていただきたいと願っています。

繰り返し述べますが、ESCAP領域の中には、BMFと障害者権利条約の 2 つが車の両輪としてあります。両者が補完的な役割を果たして、これからの時代をつくっていくので、そのためにESCAPの会議や情報発信などを大いに利用してほしいと思います。どうもありがとうございました。

パネルディスカッション

■パネルディスカッション

アジア太平洋障害者の十年後半5年の促進に向けて

◆パネリスト

D P I アジア太平洋ブロック評議会議長 中西正司
世界ろう連盟名誉理事 高田英一
J I C A 人間開発部高等・技術教育・社会保障グループ長 戸田隆夫
J D (日本障害者協議会) 理事 田中徹二

◆コメンテーター

国連本部社会経済理事会サポート部
国際協力政策課シニア経済担当官 長田こずえ

◆リソースパーソン

国連E S C A P 障害問題プロジェクト専門家 秋山愛子

◆進行

日本障害者リハビリテーション協会副会長 松井亮輔

松井 パネリスト、コメンテーター、リソースパーソンを簡単に紹介します。

まずパネリストから、D P I アジア太平洋ブロック評議会議長、自立生活センター協議会議長・ヒューマンケア協会代表をされている中西正司さんです。全国手話研修センターの常務理事の高田英一さんは長らく全日本ろうあ連盟理事長、世界ろう連盟理事として活躍されてきました。戸田隆夫さんは現在はJ I C A の人間開発部第2グループ長で高等教育・技術教育、社会保障を担当されています。続いて日本点字図書館理事長の田中徹二さんです。一昨年できた障害者団体の包括的ネットワークである日本障害フォーラムが、A P D F のメンバーとして、今回、参加されましたので、その立場からお話をいただきたいと考えています。

そしてコメンテーターとして長田こずえさんです。これまでE S C A P に在籍され、現在は国連本部の国際協力部シニア経済担当官をされていますが、これまでの経験も踏まえて、話をさせていただきます。先ほどお話しいただいた秋山愛子さんにはリソースパーソンとして参加いただいています。

先月、バンコクのE S C A P 本部でセミナー、ワークショップがありました。びわこミレニアムフレームワーク（以下、BMF）の7つの優先領域のうちの、当事者団体と特に女性障害者の問題の2つについて、各国での進捗状況について話し合われました。それに合わせてアジア太平洋障害フォーラムの総会がありました。相前後して、A P C D の最終評価がされました。そしてA P C D は来年2007年7月までの5年にわたる協力の最終段階を迎え、それを踏まえて今日はレポートしていただきたいと思います。また、国連との関わりで言えば、先ほど秋山さんが、障害と開発、特に障害の視点を踏まえた開発の必要性を強調されました。その観点から話をしていただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

■パネリスト

ESCAPのワークショップ

DPIアジア太平洋ブロック評議会議長 中西正司

本日はESCAPのワークショップについて報告します。参加したのはパキスタン、日本など5か国の政府関係者、障害者組織、NGO（難民を助ける会など）、専門家など、合計40名でした。日本政府は、タイ大使館から薄井参事官、小野寺専門調査員が参加しました。今回のワークショップの特色は当事者の参加が多かったことです。障害者はろうあ連盟の高田英一さんなど当事者が多数参加し、知的障害の当事者として、ピープル・ファーストという日本や香港の団体が発言しました。精神障害当事者も日本から参加しました。

BMFに関するアンケート

まず、秋山愛子さんからESCAPの今後の日程が話され、その後、BMFに関するアンケート調査についての意見聴取がありました。このアンケートはBMFの目標がどれだけ達成されているかをはかるうえで、非常に重要です。2003年までに各国政府は資金的援助を含め、自助組織の支援を行うことになっていますが、ほとんどの政府はそれを満たしていません。このアンケート調査で、現在、どこまでBMFが達成されているか、次の目標に向けて何を障害者団体や政府が行わなければならないかが明確になってくると思います。特に、できたかできないかをイエス／ノーで答えるだけでなく、なぜできなかったか、それを達成するために、どういったことを考えていく必要があるかを記述方式で答えをもらうことで、より明確に今後の実現を図っていけるとと思います。

共同宣言

最終日に共同宣言が採択されました。これはESCAPの事務局がつくり、高嶺豊さん（元ESCAP障害問題専門官）が筆を入れたものを、起草委員会でジョセフ・クオックさん（香港城市大学準教授）や高嶺さん、トッポンさん、ビーナスさん、カニタさんなどが検討しました。宣言自体は、自助組織に関するものを優先したいと、ESCAPの大崎さんも当初述べていましたが、現実にはそれぞれの団体、政府の思惑が入った長いものになりました。高嶺さんが世界銀行関係のプロジェクトに関わっていることもあり、世界銀行との関係の記述が多くなっています。

ワークショップでの発言内容

次に、ワークショップで印象深かったスピーチについて説明したいと思います。

高嶺さんは、インクルーシブ開発について、世界銀行が出している貧困削減戦略ペーパー（PRSP）にある貧困削減戦略を入れていくことを語り、インドの農村部の障害者自助組織のことを強調しました。質疑では、世界銀行のプロジェクトは巨大なお金を使って行われる事業で、小額のお金を使いたい自助組織や小さなプロジェクトを組みたいNGOにとっては使い勝手はよくないとの意見が出ました。実際、大きすぎるプロジェクトはお金が途絶えると終結してしまう現状もあるとのNGOからの批判もありました。

次に、自助組織の問題についてです。トッポンさんは当事者組織がアドボカシーを評価していかな

ければいけない、アドボカシーと事業とのバランスをとって運動を進めていく必要がある、特に、交通アクセスや建築物、公共のバリアフリーなどのわかりやすい課題に沿って運動を展開していくべきだと述べられました。

私からは重度障害者の運動に取り組んでいかないと、軽い障害者のサービスのためのサービスで終わってしまうので政府を動かすために、重度障害者を運動の中に取り組んできたという発表をしました。

リハビリテーション・インターナショナルの香港の事務局長ジョセフ・クオックさんは、障害者の就労拡大のために関係者のネットワークやパートナーシップなどを重視して、社会関係の概念で説明しようと試みました。しかし、私は企業の社会的責任で行われる事業（具体的な資本が伴う）と、関係者の関係のありようや、ルールの重視そのものを資本としてとらえる社会関係資本との区別がまだ曖昧で、障害分野でこの概念をただちに用いるのは難しいのではないかと感じました。財源が足りないから、こうしたものを活用するというスタンスになってしまうと、政府は何もやらなくていいということになってしまいます。

私は日本ではノンステップバスの導入の際に、全自動車会社に対して低床バスがリフトつきバスより安価で、しかも故障も少ないことを説明し、ノンステップバスの仕様共通基準をつくり価格を下げて普及を図った事例を発表しました。

モンティアンさんは権利条約について、わかりやすく説明されました。特に、合理的配慮の概念については、今までの法律概念になかった権利条約の根本的な理念であるとししました。合理的配慮の概念をもち込むことで、企業や一般国民に受けられやすいとして、合理的配慮の義務が権利条約に入れられたわけですが、この重要性を特に訴えられました。

ESCAPの統計部からはICFをベースにするとの提案がありました。それは生活上の問題をきちんと測るメジャーになるのかどうか、参加者から批判がありました。世界銀行や国際機関がICFを障害者のニーズを測る尺度として共通に使っていることから、国連としてもICFの尺度でニーズ把握を行いたいとのことでしたが、参加者としてはずいぶんギャップを感じました。

最後の共同宣言のとりまとめ時には、みんなが期待をして集まったけれども、プラスファイブの中身の議論が今回はほとんどできなかったことに対し、ろうあ連盟の高田さんから疑問が投げかけられました。このワークショップではアンケート調査への積極的な協力、意見提起が重要であることが確認されました。

国連 ESCAP ワークショップ

世界ろう連盟名誉理事 高田英一

今回の会議は自助団体を中心としたワークショップでした。目的は来年のBMFの見直しをするためです。会議に出席された各国の政府代表、障害者団体の話を聞いていると、国によっての違いが大きいと感じました。たとえば、日本など比較的経済的に恵まれた国、韓国・香港・タイなどの中間的な国、フィリピン、パキスタン、バングラデシュ、ネパールなど貧しい国といった国の経済レベルに応じて障害者の問題のあらわれ方がさまざまであるように感じました。

貧困の解消の重要性

わが国の障害者施策は進んでいます。その一つの要因として、障害当事者の参画があります。

それによって、国の施策は障害者にマッチした形で進んでいます。ところが途上国では、障害者問題が先なのか、貧困問題が先なのか迷うことがあるのです。

当事者が施策について発言し、施策づくりに参加することで、当事者の日々の生活が改善されていきます。しかし貧しい生活に追われている状態では、障害当事者が発言する機会も、政策に参画する機会もなかなか得られないと思います。ゆえに、障害問題に先だって、貧困問題を解消し、経済的な発展をどう進めていくか、経済的な格差をどうなくしていくかといった課題が先行すべきとも感じました。

途上国への開発援助の重要性

秋山愛子さんが先ほど、各国政府、NGOに対してアンケートを行い、それによって、びわこプラスファイブの見直しと評価を行うという話がありました。しかし、このアンケートは画一的なので、本当に適切な比較ができるかどうか疑問を感じます。また、日本では民間団体による障害者団体などへの援助がいろいろあります。でもそれを途上国の民間の援助と同じように論じることはできません。日本では国の施策として障害者施策があり、それに民間団体がプラスする形で行われています。途上国では民間団体の支援がメインになることもあるので、障害者問題を論じるに先立って、途上国への開発援助をどのように行うかが大変重要です。

開発へ障害の視点を取り入れる

高嶺さん、クオックさんからも、開発時における障害者問題についての話があり、世界銀行でも開発計画、経済面ではなく、障害の問題を含める、施策を取り込むことがあるとうかがい、それは大切だと思いました。

全日本ろうあ連盟やDPI、日本障害者リハビリテーション協会などでは各国の障害者団体や、個人に対する援助を行っていますが、そのスケールは大変小さいものです。経済開発計画に障害問題を含めると、障害問題をより大きい立場でとらえ、貧困克服を考えていくことができます。ただ、日本の障害者団体は、世界銀行や世界開発銀行と日常的な接触がほとんどありません。また、逆に障害問題を含める開発計画などについて、世界銀行などはほとんど知りません。途上国にも関わりがありません。

障害当事者が関わらない限り、障害問題を見放した開発計画が進行していきます。それによって、途上国の格差が広がり、貧しい者はますます貧しく、富める者がますます富むという状況は止まらないと思います。開発計画そのものに、支援者組織、当事者組織が組み込まれるようにワークショップやセミナーを開き、必要に応じ双方が交流できる機会を確立することを、世界銀行など開発側のイニシアティブによってぜひ実現してほしいと思っています。そこで初めて、経済開発計画が障害者問題のメインストリームとして、途上国の貧困の克服と障害者の完全参加と平等に資することができると思います。

また、国ごとに障害者の定義は違っているので、単純に比較はできません。ESCAPは、障害の定義を明確にし、正確に比較できる検討を行うと発表しました。それは非常に大切なことです。

びわこプラスファイブへの期待

秋山さんがお話しされたように、障害者権利条約、BMFそれぞれに欠けている面、あるいは進んでいる面もあるということでした。私は、この話を聞いて漠然と考えたのですが、権利条約は法的制度面についての力が非常に大きいと思います。一方、BMFは、障害者の運動に関わる面が大きくなっています。制度・法は、障害者たちの積極的な参加によって、まさに障害者のものになっていくのです。そういった意味で、権利条約にBMFが組み合わさっていくこと、さらに、びわこプラスファイブが権利条約をバックアップできるように変わっていくことが大切で、これからの議論に期待したいと思います。

BMFの会議は滋賀県の大津市で行われ、発言者は政府関係者に限定され、私たちNGOは政府を通じてしか発言できませんでした。しかし、権利条約の議論では、NGOにも発言する機会が与えられました。来年9月のハイレベル政府間会合では、政府の発言だけでなく、この経過をふまえて、障害者NGOが自由に発言でき、それを政府が採用するという形に発展することを期待しています。

アジア太平洋障害者センター（APCD）

JICA人間開発部高等・技術教育・社会保障グループ長 戸田隆夫

JICAの障害分野協力

本日は、JICAにおける障害者支援の事業の中から、アジア太平洋障害者センター（以下、APCD）に対する支援を紹介したいと思っております。今日のセミナーのメインテーマとの関係では、障害者の十年の前半において、日本はほかのアジア太平洋地域に対して多くの貢献をしてきました。その中でもAPCDをつくり、育てたことは大きな意味をもっています。

また今後の5年に関連して、APCDを通じた日本とタイおよび、域内国の協力関係が、この障害者の十年を生きたものにするか否かの試金石の一つとなっていると認識しています。

JICAの障害者分野の協力はすでに30年以上の実績があります。障害者支援に対する明確な政策を打ち立てたのは、2003年のことでした。それは開発援助機関としては比較的早い時期に対応したと言えると思います。

私たちはその中で2つのアプローチをとってきました。一つは障害者自身のエンパワメントを支援することと、一つはさまざまな分野でのアクティビティに関して、障害者の視点、障害者の参加を入れていくことです。

近年では一人ひとりに焦点を当てる人間の安全保障のアプローチに注目をしています。これは、専門化、細分化された、高度化するアプローチが進むなかで、改めて人を中心にすえて、その人のために何が大切かを考え直そうという、新たな理念と言ってもいいと思います。

APCDのプロジェクト

APCDのプロジェクトは大きな広がりをもっています。基本的には日本とタイとの二国間ODAのプロジェクトとして位置づけられています。

まず5億円を使ってタイのバンコクの王宮の近くに施設をつくり、タイがアジア太平洋、その他の地域を支援するための活動を、日本が支援するという枠組みで行っています。

そこを拠点としながら、30 数か国にわたり、活動を展開しています。

A P C Dに対する今の協力プロジェクトは 2007 年の 7 月で終了する予定です。その後についてはこれまでの成果と課題を踏まえたうえで、対応を明らかにしなければならない状況にあります。

A P C Dの目標は2つあります。一つは障害者自身が力をつけることを、センターの活動を通じて支援すること、もう一つは、障害者の主体的な参画を得て、各地でバリアフリーの社会を具体的に作る活動を促進することです。

具体的な活動としては、①同じ志をもつ障害当事者、団体などを結びつけていくネットワークをつくること、②そういった方々に実践的な情報を共有してもらう、情報支援。さらに、これが一番大切なことですが、③障害当事者がリードする形で、力をつけていくことです。この3つが活動の柱となっています。

A P C D終了時評価調査

2006 年 9 月から 10 月にかけて A P C D 終了時評価調査を行いました。活動がタイ以外の地域にどのように波及しているかを知るために、ミャンマーなど 4 か国を訪問して現地調査をしました。

調査の総括をすると、2 点あります。まず、いろいろな国で具体的なインパクトがあらわれていることがわかりました。たとえば、パキスタンでは、地震が起きたときに、A P C Dを通じて形成された障害当事者団体のネットワークがすばやく活動して、障害者の被災者の支援を行いました。これは、非常に画期的なことです。

先般、バンコクで開港した新空港のデザインに関しても、A P C Dで研修を受けた障害当事者と建築の専門家がコンビになって、施設のバリアフリー化推進に向けての働きかけを行いました。マニラの最大のショッピングモール、クアラルンプールの海浜公園、バンコクの地下鉄のバリアフリー化にも A P C Dは貢献しています。物理的なもののみならず、ラオスでは A P C Dに関わった人たちのネットワークが、法整備にも影響力を行使しています。

2 点目は、A P C Dの組織としての持続可能性です。日本がもし、現行の協力を最後とするということになると、今まで培われてきたネットワークが自立的に機能するかどうか、という点に関し少なくとも現時点では、不安を払拭することはできません。他方、援助である以上、永久に関わっていくわけにはいきません。何らかの形で自立的なメカニズムを構築していく必要があります。

こういった A P C Dの評価について B M F の観点から申し上げます。B M F では 7 つの優先的行動領域が掲げられていますが、当事者のエンパワメントの点では、大きな貢献を果たしたと思います。A P C Dの活動を通じて N G O にも政府にも働きかけて、それぞれの連携が推進されたことは特筆すべきことです。

女性障害者の A P C Dの研修員への参加割合は 40%ですが、この数字が得られるまで、A P C Dは多大な努力をしてきました。

実は、これまでの貴重な積み重ねを今後の 5 年間に於いて更に生かしていくべく、さらなる協力を続けるべきだ、という意見を持っている関係者が少なからずおります。また、現にタイ政府から要請も出ています。

A P C Dの課題

いくつか課題がある中で 3 点を報告します。1 点目は、今回はタイが拠点になっていますが、タイ

国内での障害者支援と、APCDを通じてタイと日本との協働による国際協力に微妙な緊張関係があることです。APCDの継続に際しては、タイ政府の理解が必要です。60 数か国のアジア太平洋諸国のほぼ半分は今の活動でカバーできていますが、これをさらに広げるには、タイのより積極的な参画と、それに加えて域内で中核となるいくつかの国の賛同を得ていかなければなりません。私たちはタイの人々と結びつくことで、お互いを益する形が構築できるという問題提起をして、理解を得ていきたいと思っています。

2 点目は、クロス・ディスアビリティの問題です。これまでのAPCDの活動においてももちろん理念としてのクロス・ディスアビリティはありましたが、実際に裨益者の多くは、身体障害者及び視覚障害者であり、その他の障害種別の割合は低いものでした。これに対し、今後、障害種別に関係ない共通ニーズへの対応し、障害種別固有の対応をどの程度検討できるかも大きな課題です。

3 点目に、障害者による障害者のための障害者支援という非常に閉じた世界の運動のみを、私たちは支援するのではなく、コミュニティの中に生きる障害者、障害者の家族、そのコミュニティ全体を支援するのが目的です。障害当事者と家族間の相克の歴史をもつ障害当事者には精神的な反発を抱く方もいるかもしれませんが、障害者とコミュニティの結びつきの中で、より開かれた支援のあり方を、APCDの活動の継続の中で考えていきたいと思っています。

APDF 総会・会議

J D（日本障害者協議会）理事 田中徹二

アジア太平洋障害フォーラムが成立するまで

1981 年は国際障害者年で、1983 年から 1992 年まで、国連・障害者の十年でした。1992 年に国連・障害者の十年が終わった段階で、E S C A P では「アジア太平洋障害者の十年」をスタートさせることが決まりました。それは、政府間の取り決めですが、そのときに障害者 N G O としてどう関わるかについて、日本が中心となり、アジア太平洋障害者の十年推進 N G O 会議（R N N）キャンペーンを始めました。障害者を知ってください、障害者はこういう活動をしています、ということをキャンペーン会場などを通して世間にアピールしたわけです。第 1 回のキャンペーンは沖縄の那覇で開催しましたが、その後、アジア太平洋各国で毎年開かれました。そしてアジア太平洋障害者の十年が終わった 2002 年には、最終年のキャンペーン会議として大阪で行われ、非常に盛大なものになりました。

それに引き続き、滋賀県の大津市で行われた E S C A P の政府間会議で、第二次アジア太平洋障害者の十年が決まりました。その達成目標が、先ほどから話に出ている B M F です。その後、民間の N G O として、この十年にどう関わるかということで、組織をつくり、バックアップしていこうということになり、できた組織が「アジア太平洋障害フォーラム（A P D F）」というわけです。そこに、日本としては日本障害フォーラム（J D F）が加盟しています。

一方、障害者権利条約が国連で検討されるようになったときに、権利条約を審議するのは各国の政府代表ですが、ぜひ N G O の意見、障害当事者の意見も反映させていきたいとしてできてきたのが国際障害同盟（I D A）という組織です。これは障害当事者を中心にした、世界盲人連合、世界ろう連盟などの組織が入った団体です。それに呼応するように、J D F、そして A P D F ができたことになります。

APDFの組織と事業

APDFは、2003年にシンガポールで第1回の総会を開き、結成されました。その後、BMFの内容の検討などをしてきましたが、当初は2年に1回総会を開くことになっていたのが、2005年は開催地が決まらず、結局、今年2006年の開催となりました。ちょうど8月に障害者権利条約の草案がまとまったこともあり、10月に開かれたAPDFの総会は、非常に熱気にあふれていました。

国際機関の総会で一番大切なのは、人事の問題です。2003年にAPDFができたとき、初代会長になったのはシンガポールの車椅子使用者のジュディ・ウィさんです。第2回目の総会でも、ジュディ・ウィさんが会長に再任されました。副会長には中西正司さんが再選され、もう1人の副会長は香港のジョセフ・クオックさんになりました。事務局長は、本日の司会者の松井亮輔さんが再任されました。今までの2003年から2006年までの活動と同じように松井さんを中心にして、事務局は日本障害者リハビリテーション協会が担うことになりました。

その他の議題では、これまで権利条約をバックアップしていくために条約委員会がありましたが、権利条約は国連で承認されましたので、BMFの支援をするために「条約BMF委員会」と名称を変えました。また、調査開発研究委員会、情報委員会、次期のAPDF会議の委員会、ジェンダー委員会のほかに、アクセシブル観光委員会、障害のある子ども・青年の委員会、アクセス交通委員会が新しくできました。そして2008年に開かれるバングラデシュの第3回総会に向かって活動していくことが決まりました。

2010年の第4回総会の開催地については未定ですが、2012年の第2次のアジア太平洋障害者の十年の最終年には、韓国で総会が開かれることになりました。こういった国際会議が開かれるということは、アジア太平洋地域の障害者のレベルアップに大きく貢献しますので、ぜひ今後の総会に皆さんがご出席され、支援していただければと思います。

APDFの事業としては、BMFの成果についてESCAPがアンケートを実施をしますが、政府だけでなくNGOの方にもしっかり調査してほしいという意見が出ています。秋山さんのお話でも、すでにESCAPではアンケートを発送されたということでしたので、それに対してどんな回答が集まるかが注目されると思います。

10月のAPDF会議

2006年10月のAPDFの会議で非常に印象に残ったのは、17日の午前中に開かれた障害者権利条約についての発表でした。韓国の政府代表のイ・ソップさん（ヨンセ大学教授）とタイの政府代表のモンティアン・ブントアンさん（タイ盲人協会代表）が話をしました。おふたりとも全盲ですが、熱心に権利条約についての説明をされ、大変感動しました。特に、モンティアンさんは、これからタイの政府がどのように権利条約を批准して、国内法に反映させていくかについて、ことによれば逮捕されるのを覚悟で運動を展開していきたいと発言していました。また、障害者権利条約が国連で成立後、各国の批准によりそれぞれの国がどこまで条約の内容を実行していくかの対応を障害者団体として注目していくべきであると述べました。

最後に、12項目にわたるバンコク声明が発表されました。障害者権利条約が国連で成立後、各国の批准によりそれぞれの国がどこまで条約の内容を実行していくかの対応を障害者団体として注目していくべきであると述べられました。

■コメンテーター

国連本部社会経済理事会サポート部国際協力政策課シニア経済担当官 長田こずえ

ミレニアム開発目標の重要性

まず開発と障害に関して、補足的な説明をします。少し国際的な観点から見ていきたいと思います。アジアでの障害の問題を開発の分野で真剣に取り組まれていくには、権利条約とミレニアム開発目標の見直しについて述べられた 2005 年の報告書を参考にされるいいと思います。BMFにある 6 番目の国際協力に匹敵するものとして、障害者権利条約の第 32 条があります。これはミレニアム開発目標の 7 番目の国際協力と一致していますので、びわこプラスファイブの計画を練るときにグローバルな視点で見直しをしていけば、開発団体も使いやすいと思います。

私も今、開発のメインストリームをしています。やはり重視しなければならないのはミレニアム開発目標です。これは開発分野においてはある種の聖書のような存在のものです。そして、地域のガイドラインである BMF、権利に根ざす開発をサポートする国際権利条約、そして、2005 年に出されたミレニアムサミットの報告書も指針として重要です。

障害者・貧困と開発の問題

障害者と開発、貧困と開発は大きな問題になっています。幸運なことに、権利条約の第 32 条には、障害と開発に関すること、あるいは国際開発協力、国際協力という部分が非常に強く打ち出されました。これを最初に出した国はメキシコでした。2002 年に、メキシコのモンテレーで開発における資金の国際会議があり、「モンテレー・コンセンサス」という決議文書が出されました。国策として開発を提唱したメキシコが、障害者権利条約に障害と開発を入れるように提案した意義は大きいと思います。

権利に基づく開発

障害者支援の方針にはツイントラックアプローチ、すなわち、障害者に特化したエンパワメントとあらゆる開発部門における障害のメインストリーム化の 2 つのアプローチがあります。さらに 3 つめとして人権と開発、一言でいうと権利に基づく開発があります。この 3 本軸を考えていけば、ビジョンができると思います。

障害問題を考えるとき、アジア太平洋障害者の十年だけでは弱く、ほかの十年とも連携する必要があります。2000～2010 年の「アフリカの障害者の十年」「新しいアラブの障害者の十年」など、世界各地で行われているそれぞれの地域の十年との連携が重要です。E S C A P の会議でジョセフ・クオックさんも述べた、開発分野における途上国の社会資本のネットワークをつくり、活用していくことが大切です。

自助団体でも同様で、障害者の自助団体がリーダーシップをとり、市民団体と連携していくことによって、人権に基づく開発、あるいは、開発を組み込んだ人権が可能になると思います。

CBR

CBRに関しては国連 WHO、ILO、UNESCO 共同の宣言の中で 2004 年に新しい定義が出ました。その定義から考えると、貧困撲滅対策のための分野、自助団体の参加という新しい側面を取り入れ、地域に根ざした CBR を考えていく必要があると思います。また、CBR のダイナミズム、進歩・変化を見ていくことも一つのビジョンになると思います。2005 年に出されたミレニアム開発目標の見直しと照らし合わせれば、もっとグローバルになっていくと思います。

貧困削減

貧困削減については国のレベルでは「貧困削減戦略ペーパー」というものが出されています。これは、世界銀行がリーダーシップをとっていますが、各国が自力で書くものです。その国が、世界銀行から融資を受けるためには、このペーパーを書かなければなりません。先ほど NGO は世界銀行のお金は使いにくいとのお話がありましたが、それは貧困削減戦略ペーパーに「障害」に関する項目がないからです。もしペーパーの作成に障害団体が参加していれば、メインストリームは可能になります。そういったプロセスの構築が重要です。

世界銀行の援助よりも規模は小さいのですが、国連にも国連開発機関（UNDP）という組織があります。ここでは貧困削減ペーパーと同じように、国ごとに国連開発アシスタントフレームワーク（UNDAF）を作成することになっています。その中に、障害が入っていなければ、ILO などの個別機関でプロジェクト実施することはできません。ですから世界銀行であれば、貧困削減戦略ペーパー、国連であれば、国連開発アシスタントフレームワークに「障害」を入れていただきたいと思います。

国連開発機関は ODA 全体の約 15% です。世界銀行は大きいと言われますが、そんなに大きくはありません。地域開発銀行など全部入れてもせいぜい ODA 全体の 25% 程度、両方合わせて 40% です。先ほど JICA の戸田さんがおっしゃった 2 か国間の ODA がやはり 60% 強と大きくなっています。その意味では APCD のプロジェクトは非常にいい例だと思います。

先を見越した活動の重要性

BMF、権利条約も相互作用を起こすことによって、権利に基づく開発、障害者の権利を促進します。さらに、国際的な基準をつくることによってそれらは効力を発揮します。ユニバーサルデザインやアクセシビリティなどに関して、国際的な基準をつくっていくことは役に立ちます。もっとマクロ面から見ると、BMF、権利条約は、国際社会で生きていくための日本にとって有効となるものです。

差別が起こってしまってから、解決するよりも大切なことは、差別が起こる前に、先を見越して活動することです。マスコミなどを利用したり、政策面に障害者の活動を促進させながら、先を見越した活動をしていただきたいと思います。差別禁止法は後追いの要素があると思うので、BMF の見直しには、ぜひ先を見越したものが入れればいいと思います。

高田さんがおっしゃったように、2007 年に開催されるハイレベル政府間会合の席で NGO が意見を言えるかどうかについては、私の 23 年間の国連での経験から言えば、できると思います。できないのではなく、今までやってこなかっただけですので、NGO の意見を言うことは規則的にも可能です。

統計の重要性を最後に申し上げます。政策をつくるときに障害者の統計がないことは弱点です。た

だ、国際比較のできる障害者の定義をつくり、国際比較のための統計をとるのは、定義の曖昧さからほとんど不可能です。定義をつくるのではなく、政策のために障害者に関する統計をとるという視点が大切だと思います。

■リソースパーソン

国連E S C A P障害問題プロジェクト専門家 秋山愛子

BMFの5つ目の戦略としてのインクルーシブな開発

この会議に来る前に、BMFのことがあまり理解されていない、認知されていないと聞きました。しかし、本日、この席で強い味方がいると、改めてエネルギーをいただきました。ここにいらっしゃる皆さんに、権利条約という強い味方があらわれたせいもありますが、後半5年に関して、何とかBMFと権利条約を生かして、効果的なものをつくっていこうという意識と情熱を感じました。

APDFの総会が行われ、新たな体制のもとで条約BMF委員会ができ、意気込みを見せていただいています。また、APCDの取り組みとして、変革する主体、社会を変えていく主体としての当事者の育成がアジア太平洋地域内のいろいろなところで行われています。新しい世代が養成されていることを改めて認識しました。

JICAの戸田さんがプロジェクトの持続可能性についての懸念を表明されましたが、E S C A Pでも同じような危機に将来瀕しないとも限りません。皆さんのような強い味方がいることは、E S C A Pにとってありがたいことです。

今の長田さんのお話にもあった、いろいろな方々が、インクルーシブな開発に興味をもたれて、それが二国間でも多国間でもいろいろな具体例が出てきています。貧困削減戦略ペーパーのことも出てきましたが、それをびわこプラスファイブのどこに入れたらいいのかを皆さんに考えていただきたいと思います。

BMFの中に4つの戦略、①国内行動計画、②権利に基づくアプローチの促進、③障害統計に関する共通の定義、④地域に依拠したリハビリテーションがあります。そこにもう一つの戦略としてインクルーシブな開発を入れるというのが、私の今の考えです。皆さんからも何かアイデアがあれば教えていただきたいと思います。車の両輪としてのBMFと権利条約があるので、2月のE S C A P専門家会議には、ぜひ皆さん、参画してください。

それと、今の長田さんからのご提案については、2月の専門家会議のときに準備して検討したいと思います。

車の両輪に関して、この車の運転手は誰かと考えた場合、それはやはり当事者の皆さんで、私は助手席に座っている人だと思います。E S C A Pが今までやってきたことに加えて、何をしていたらよいかを考えたときに、各国にこんな政策があるということは、皆さんに提供できます。細かく精査して政策分析なども行い、皆さんにご提示できれば問題意識をもってもらって、国際協力、学び合いも生まれるのではないかと思います。

質疑応答

戦略としてのわかりやすい図示の必要性

質問者 今、秋山さんより、BMFと権利条約は車の両輪とのお話がありました。第一次アジア太平洋障害者の十年を考えると、世界レベルでは93年に「障害者の機会均等化に関する基準規則」が採択され、アジア太平洋レベルにおいては第一次十年の行動課題として「アジェンダ・フォア・アクション」が出ました。この2つは内容的に近いものなのに、ESCAPではまったく別物のように扱われていました。アジア太平洋では十年の行動課題を強力に推進したために、第一次の目標達成が進んだのではないかと思います。基準規則は、権利条約の前身と考えれば、決してアプローチは悪くはないわけですが、残念ながらこの地域ではほとんど知られることはありませんでした。

第二次の今では、少なくとも日本国内においては、権利条約の内容については詳細な検討が加えられて、それぞれのアドホック委員会の後にも、変更点などの細かな情報が入ってきました。何が採択され、何が否定され、どの国がどのようにどこの部分を支援しているのか知ることができました。

BMFに関しては、わかりやすい図表によって、7つの優先分野についてはよく理解できるのですが、BMFのそれぞれの条項で何が語られているかまでは、なかなか理解できません。BMFはインクルーシブで、バリアフリーで、かつ権利に基づくという3つのアプローチとして理解され、次の5年間で、びわこプラスファイブのアウトラインが決まっているのであれば、権利条約とBMFは単なる両輪というよりは、互いを強化しあう関係ではないかと思います。BMFは素晴らしいものだと思うので、権利条約のこれこれの部分が、BMFにこう取り入れられているというわかりやすい図を示すことが、単なる比較以上に必要になってくるような気がします。そのための図示を考えて、それを一つの戦略としてびわこプラスファイブで用いることは可能かと考えています。

秋山 私が先ほど示した対照表は、今おっしゃったことの前段として準備したものです。来年のハイレベル会議の際には、BMFと権利条約の内容に踏みいったところまで分析し、提出することは決まっています。ハイレベルのときにその分析をいきなり出すのではなく、その前に出して、皆さんから、びわこプラスファイブに意見をいただくための参考にさせていただきたいと思います。今おっしゃったアイデアは、来年のESCAPの行動計画の中に入っています。

BMFへの認知度の低さ

質問者 難民を助ける会から来ました。ラオス、カンボジア、ミャンマーなどで障害者の職業訓練などを支援するNGOです。私はカンボジア事務所に駐在していたので、今回のAPDFやESCAPの会合に出席しました。そのときのことを少し述べたいと思います。

私は障害者関連の国際会議に出席したのは初めてでしたが、とても閉じられた会合だと感じました。その理由は、障害の視点を開発に含めようという動きがあるのにもかかわらず、開発のNGOなどが不在だったからです。難民を助ける会は、地雷廃絶運動に長く関わり、地雷被害者の支援活動も続けています。地雷被害者の分野で活発に活動するNGOや各種団体の参加がありません。そして、地雷関係のNGOの集まりでは障害者の皆さんの出席がなく、ちょっともったいないという感じがしまし

た。

2点目に、開発の中に障害の視点をということで、世界銀行、政府の政策などが発表されました。世界銀行が行うインフラ整備関係以外の事業では、その事業の実施主体は開発NGOであることが非常に多いと思います。そもそも開発NGOがBMFを知っているのでしょうか。もし知っていたら、障害者を含めないことはないと思います。ただ知らないから、障害について何もしないのではないかと思います。ですから、今後、開発NGOにも積極的に直接はたらきかけるのも、一つの方法ではないかと思いました。

3点目に、障害者支援への国際協力と持続可能性という点でコメントです。難民を助ける会のカンボジア事業も、現地のNGOに引き継いでいこうとしていますがとても難しいことです。障害者支援は長い視点をもって行わなくてはいけない分野だと思います。エンパワメントは1年や2年でできることではなく、10～20年という長い視野が必要で、支援する側も少額でいいので長く支援していただきたいと思います。

それから職業訓練校をカンボジアで現地化しようとしています、持続可能な事業かと考えた場合には、当会の事業はまったく持続可能ではありません。ただ、障害者が持続可能な生活を送るための支援をしているととらえています。

資金援助者と話をする場合、持続可能な事業という部分だけがとりあげられ、持続可能な生活という視点はなかなか出てきません。もう少し人々の生活を考えた支援をするアドボカシー活動をしていくことも大切で、それは、当会の課題であると感じました。

ミレニアム宣言、ミレニアム開発目標にない重要なこと

戸田 今のお話は3点とも同感です。開発NGOがBMFを知っていればもっと支援が進むという話に関してですが、開発支援をする際にパートナーとも協力するために、JICAは英語と日本語のホームページをつくっていますが、もっとBMFの共同学習を進めていきたいと思います。

持続可能性については、私が申し上げたかったのは、日本のような豊かな国でも、タイのような豊かになりつつある国でも、国内の困難な問題があるのに、海外のより貧しい人を助けるということへの正当性を確保するのは難しいということです。タイを拠点にして、タイの障害当事者も資源にしながら、60か国以上の国に対する支援を持続していくのは非常に難しいのです。

付け加えて発言させていただきますが、私は、それ自体がバイブルなのではなく、より大切なのは、その背景にあるミレニアム宣言だと思います。これは開発と平和に関して、国際社会が、国連という場で今後の課題を鳥瞰したものです。そこから派生してできたのがミレニアム開発目標です。もちろん、限られた時間の中で定量化しうる目標に到達しようと努力し、それに対し、国際社会が関わっていくという意味でミレニアム開発目標は大変重要です。そのうえで、私は、ミレニアム宣言が有している幅広い認識、特に、ミレニアム開発目標で必ずしも明示的に語られなかった重要な部分をもっと大切にしないといけないと強調したいのです。たとえば、障害者支援の文脈で言うと、重度の障害者支援をJICAも始めています。ただこれをするために、JICAの専門家として介助者が障害者の元に行くとなれば、必然的にコストがかかります。「表面的に」効率を重視する考え方にたてば、そういった援助は切り捨てられるおそれがあります。そのような危険性を克服していかなければなりません。

もう一つ、2015年のミレニアム開発目標の終わりを見越して、より長期に社会が安定し、さまざまなショックに対して強靱な社会をつくることは何十年もかかる仕事です。ですからミレニアム開発目標は大切ですが、それを金科玉条のごとくしてはいけないという意見が、JICAおよび日本の援助関係者から出ていることを付け加えさせていただきます。

ミレニアム開発目標を完璧にするためのBMF

長田 一つだけコメントさせていただきます。ミレニアム開発目標は必ずしも完全なものでもないし、一つの目標にすぎません。それは、貧困削減戦略ペーパーも同じで、JICAの戸田さんがおっしゃっていたことと、私が言いたいこととは同じではないかと思います。ミレニアム開発目標は完全でないかもしれません。しかし視点を変えて、BMFや障害者権利条約の条項の一つひとつに、どのようにミレニアム開発目標の枠組みを組み込んでいけるのか、むしろ、ミレニアム開発目標を完璧にするためにBMF、少なくともプラスファイブを入れ込んでいくべきだと思っています。

なぜ「びわこミレニアムフレームワーク」という名前がついたかという、ミレニアム開発目標に入っていないものをカバーしようとしたからです。でもミレニアム開発目標も、2005年に報告書を出して進歩しました。ですからBMFも進歩しなければいけません。ミレニアム開発目標が今でも不足している部分にどのようにBMFプラスファイブを組み込んでいくことができるのかを考えていかなければなりません。

そしてBMFの広報活動も大切だと思います。

障害者権利条約、BMFを浸透させるために

質問者 今日一日、ESCAPの活動、パネリストの方々のお話をうかがって、これだけしっかりした枠組みをもったいろいろなプログラムが行われているにもかかわらず、日本国内だけを見てもBMF、障害者権利条約の定着度は低いと思いました。秋山さんなどのお話にもありましたが、障害者自身がまず知らないことも大きいと思います。国内で定着するためには、障害のない人たちに対しても広く知ってもらい、お互いに理解し合うことがないと、いくら素晴らしいプログラムを一生懸命やってももったいないと思います。

おうかがいしたいのは、国連として、まず障害者の中に浸透させていくことと、障害のない人たちにも広げていくこと、この2つについて具体的な戦略はあるのでしょうか。ほかのパネリストの方々もその2点について、どのようにお考えになっているのかお願いします。

松井 その点は、後に追加のコメントをいただきますので、そのときに合わせてお願いしたいと思います。ほかにご質問はありますか？

障害者権利条約批准後の課題

質問者 開発援助機関で障害と開発の問題を担当しています。お聞きしたいのは障害者の権利条約についてです。

戦後、国際的な子どもの権利条約や女性差別撤廃条約などいろいろな条約ができました。しかし、条

約ができた後にそれらが守られているかどうかを見ると、必ずしも守られていないように感じます。日本国内を見ても女性の権利の問題としては、男女共同参画がうたわれていていても、実現は十分ではないように思えます。

障害者権利条約も批准されて発効したときに、力をもち続けるために、我々はしっかりと考えていく必要があると思っています。自分でもこれから推進するために悩んでいます。パネリストの方でも会場の方でも、ご意見をいただけたらと思います。

松井 それも後で一緒にパネリストの皆さんにお願いしたいと思います。

閉ざされたコミュニティから抜け出す

質問者 東京の身体障害者団体から参りました者です。私は、アジア太平洋障害者の十年の中間年ぐらいから関わってきました。残念ながら、個人的にも仲間たちの感触としても国際障害者の十年も含めて、認知度は極めて低いものです。

先ほどのご質問にもありましたが、私自身は重度障害者の一人ですが、「障害者だから…」という閉ざされたコミュニティだけでの考え方をそろそろ卒業してもいいのかと思います。

私はふだん会社で働いていますが、会社に行くと、「障害者はいいな」という声はよく聞きます。なぜかと申しますと、リストラもあまりないし、ある程度は生活が保障され、いろいろ特典もあります。このように言われて、私は当事者としてつらい思いを何度となくしてきました。

これから障害者の問題を具体的にどのように社会的に訴えていくか。これが非常に大きなポイントになると思います。障害者の社会的価値を社会に認知してもらうために、障害当事者自らが「特別な集団」という意識から抜け出して、社会の一員としてそれなりの付加価値をもたない限り、「社会参加と平等」や「差別禁止」など障害者福祉の理念は机上の議論で終わってしまうのではないかと思います。

松田 今の発言をふまえて、どなたかご意見はありますか？

国内法の整備

中西 ご指摘のように、条約は簡単に批准されても、子どもの権利条約などは、実現が遅れています。そういう意味では、障害者権利条約については、政府各省と詰めた議論をして、いったいどこまで合理的配慮の権利を認めていくのか、また、教育に関しては、文部科学省が統合教育のためには法律を変えなくてはならないと国連の会議でも言っていたので、法律改正を目指しているのですが、その他のことについては、いくつも課題があるのに触れられていません。

障害者運動も、批准するのであれば、各省と詰めた議論をして、どのように実現させていくか議論していかないと、後で問題が発生します。

それから権利条約というのは、非常に漠然としたものです。権利性がうたわれていますが、裁判で勝てるほどの権利性はありません。ですから国内法としての差別禁止法を制定させないと、この条約は実質的には機能しないでしょう。条約調印に関して、我々が監視していかなければなりません。

BMFに関しては、これを完全履行させることをE S C A Pの中で努めていってほしいと思います。そのためには、当事者がE S C A Pや国連の会議に参加する必要があります。お金のない障害者が外国へ行ってホテルに泊まり、会議に出ることは非常に難しいことです。そこのバリアを取り除いて資金援助をしてもらわないと、障害者参加はできません。

しかも、国際会議には都市部の障害者しか参加していません。今回のE S C A Pの会議には、パキスタンの山間部の障害者も参加していましたが、僻地の障害者の参加を増やす努力をしなければならないと思います。

インクルーシブな視点の活用

秋山 すばらしいご指摘ありがとうございました。まず、権利条約を国内に落とし込むためには、中西さんのポイントと同じですが、国内法をきちんと整備する必要があります。それを各領域にわたり、省庁の方と議論することも一つの方法です。もう一つの方法として、私の経験から言えば、海外ではこうであるという外圧論法を大いに活用してもらい、皆さんのネットワークの力を利用して、いろいろな情報を集めて、「日本より経済的には進んでいないとされている国でさえ、こうですよ」という方法もいいと思いました。

また、BMFについての認知度が低いという指摘がありました。E S C A Pでは、障害者向けと障害者でない人向けの戦略は具体的にはありません。ただ一つ、2008年ぐらいにバリアフリー観光のビデオをつくりたいと考えています。観光はビジネスの側面があり、多くの方に興味をもっていただけるのではないかと思います。その中にBMFを盛り込んでいければと思っています。

あと、障害者の世界だけで考えるのは終わりにしたほうがいいという意見がありました。あらゆる社会において、少数派とされる人たちが、社会に訴えるという長い闘いの歴史があると思います。今までの活動はこのままずっと続けていただいて、ただ、障害者の中にもいろいろな人がいて、文学や芸術の世界に訴えていく人もいます。これから各方面で活躍する人がもっと出てくるでしょう。障害プロパーの世界で取り扱ってだけでなく、いろいろな場面でのメインストリームを期待したいと思います。

それから高齢社会になり、アクセスニーズがもっと出てくるなど、インクルーシブな視点をアピールしていくことも可能です。「障害者はいいよな」という人たちがわかっていないのは、障害者は、メインストリームの社会に比べると、マイナス 100 のところにいるのに、あたかも自分たちのいる位置をゼロと考えて、障害者はそこに 100 が加えられるように思っているからです。マイナス 100 をゼロにすると理屈を言うよりも、インクルーシブな視点という論法を使うのも一つの方法だと思います。

プロセスの重視

長田 権利条約の中身の実現に関するご質問に答えていきたいと思っています。女性差別撤廃条約の制定のときでも、さまざまなプロセスを経て、やっとジェンダーの地位を獲得しました。日本は非常に遅れていますが、国際的には、女性差別撤廃条約が発効して 20 数年たって、女性差別は改善されていると思います。それはプロセス重視していったからだと言いたいと思います。

障害者権利条約の内容を実現していくためには、国内法を整備する、そして、これは国際権利条約

ですから、国際的な基準を設置することも必要です。設置することはプロモーションにもなります。この両方からやっていくしかないし、両方をしないとよくならないと経験的に思います。

ESCAPの批判はよく聞かれますが、お金も人員も十分ではない組織です。組織自体の存続の危機すらあります。そんな状況で、ESCAPは、多くの仕事をしてよくやっている組織です。予算が今後増える見込みはありません。ですから日本政府に交渉していただき、少しでも予算をつけていただくしかありません。お金のないESCAPに、あまり負担をかけると職員はいなくなってしまう。皆さんの力でESCAPをどうサポートするか考えていただきたいと思います。

松井 最後に、何かご発言はありますか？

当事者からの働きかけ

田中 先ほどからお話が出ていますが、国内で障害者団体、あるいは障害者が国際的な問題について知識が乏しいのは事実だと思います。私は盲人ですが、盲人団体の人たちの中でBMFについて話のできる人はほとんどいないと言っていると思います。また、障害者権利条約については、かなり大きく報道されたので、関心はあると思いますが、中身については詳しく知らないという状況が一般的だと思います。

日本が条約を批准して、国内法がそれによって整備される段階になって、初めて関心が湧き、障害者や障害者団体が変わってくるのだと思います。

そのときに、声を出していけるのは当事者です。障害者団体が一致団結して政府に働きかけていかないと、国内法の整備は難しいと思います。ぜひ、当事者の人たちはそれまでに権利条約の内容を把握して、日本でどういう法律を制定していけばいいか検討しておいていただきたいと思います。

すべての人にとってよい社会のイメージを共有すること

戸田 最後の会場からのご意見を非常に興味深く拝聴しました。私は開発と障害の奥にあるものが何かを見出したいと思っています。開発というのは社会の変革を志向するもので、本来、どんな社会でありたいかとイメージをもって取り組むべきものです。つまり社会全体のありようの中で障害者支援はどんな意味をもつのかを考えることが必要なのです。障害者にとって役立つことは当然のことですが、より多くの人々にとって、こういう社会がいいと思えるようなイメージが共有できていない限り、狭い世界の特定の活動に終わってしまうと思います。

私はここにいる人たちのなかでは、一番、障害者問題との関わりが薄い人間だと思います。だからこそ強く感じるのかもしれませんが、やはり非障害者を含む社会のすべての人たちに、望む社会の姿を示し、前向きに考えていく必要があると強く思いました。

コミュニケーションの確保

高田 私は聴覚障害者なので、コミュニケーションをいかに確保するかにいつも気を遣っています。私たちはアジア地域の聴覚障害者と交流があります。BMFについては聞いたことがありますか、とアジアの人たちに尋ねたことがあります。ほとんどが知らないと言いました。しかし、日本では、

それぞれの障害者団体が機関紙などを出しています。インターネットでも見られます。だからBMFや権利条約について知ろうと思えば、知る機会はいろいろあるわけです。

でもほかのアジア諸国では、知る機会はほとんどないのではないかと思います。まず原文が英語ですから、それぞれ各国の言語への翻訳が必要です。たとえ各言語に翻訳できたとしても、識字率の低い国では、意味がわからないということもあります。コミュニケーション、情報の確保に一番大きな問題があるのではないかと思います。

もう一つ、障害者は受益者となる機会が多いと思います。たとえばタイのバンコクでは障害者の運動により、バリアフリーの地下鉄、モノレールなどがつくられました。そのときに、障害者がどう利用するかについては、関心が払われました。しかし、障害者を雇用する場合を考えると、障害者をどのように活用していくかについてはほとんど語られていません。開発計画において、障害者は受益者というだけでなく、実行する立場に加わっていくことがどうしても必要だと思います。

先ほど戸田さんから、効率性を考えると、障害者支援から手を引くことも起こりうるという話が出ましたが、これは支援そのものに対する考え方に問題があるのではないのでしょうか。支援団体が手を引いたら、その国の政府が肩代わりする、そういったようなシステムができないと、障害者の社会参画は困難なのではないかと思います。

障害者が参画した意義

中西 権利条約は我々にとって非常に大きなツールだと思います。これは権利性をもって、我々がサービスや福祉を語れるようになる入口だと思います。今まで日本の福祉は、社会経済圏の部分で語られ、権利について語られることはありませんでした。介護保険法も自立支援法も、まだ十分な権利性をもっていません。福祉を権利性をもつものに変えていくことが、次の十年の課題だと思います。権利条約が障害者自身の参画をもって成立したことは、他の女性差別撤廃条約や子どもの権利条約よりはるかに高いレベルだと感じます。これを本当に実行していくことが次の十年の課題で、課せられた義務だと思います。

まとめ

松井 ありがとうございます。ではまとめをさせていただきます。

今日のパネリスト、コメンテーター、リソースパーソンの方には1日中話をさせていただいても足りないぐらいです。リハビリテーション協会はこのような会を開催したのですが、実際の参加者は50名にも足りない数です。先ほど会場からご意見が出たように、やはり直接関わらない一般の方をいかにして、巻き込んでいくかを考えていかなければなりません。

自立支援法に関連する会を開けば、1万5,000人ぐらいは人が集まります。しかし国際問題については、身近な問題として意識していただけません。多くの団体に国際部門はありますが、必ずしも重要視されない傾向にあると思います。BMFや権利条約は決して、他人事ではなく、私たちにに関わりのある問題であるということを、関係者が今後積極的に発信し、いかにより多くの人を巻き込んでいけるかがテーマになるかと思います。

長田さんが、ざっくばらんに、ESCAPはお金がないと話されましたが、アジア太平洋障害フォー

ラムもE S C A P以上にお金がありません。実質的な活動ができるように育てていくのかを考えていくことは、私も含め、関わっている者の責任でもあります。ぜひ今後、若い世代に、このテーマを継続して担っていただきたいと思います。5年、10年で解決できる問題ではありません。気長に、しかも着実に取り組む必要があると考えています。

今日ご参加の皆さんは、自分の中だけにとどめず、これを身近な方とシェアしていただきたいと願っています。長時間に渡りありがとうございました。

本日は大変お疲れ様でした。あっという間の3時間半、いかがでしたでしょうか。JDFは13団体で構成していますが、APDFをはじめアジアの課題については、十分に取り組めていないように思います。閉会の言葉に代えて本日の感想を述べたいと思います。

一つは、BMF(びわこミレニアムフレームワーク)と権利条約とが両輪とおっしゃっていましたが、これに「開発」を加えるべきとの意見がありましたが、これについては私も同感です。

来年の9月に、ESCAP主催による政府間会議が開催されますが、権利条約が国連で採択されたあとに開催されるわけで、歴史的にも重要な意味を持つものと思われます。権利条約採択直後という開催時期の意味をうまく活用すべきではないでしょうか。その際、ポイントになるのはBMFと権利条約とを車の両輪と捉えながら議論すべきなのか、権利条約の採択というあらたな事態を受けて、BMFそのものを「アジア版障害者権利条約」として大幅に改訂すべきなのか。この点で戦略的な検討が必要になると思います。

2つ目は、貧困の問題です。貧困と差別と障害、この3つの関係をあらためてどう捉えるべきか非常に重要なテーマだと思います。貧困も差別も障害の問題もいずれも社会的な矛盾を凝縮していると思いますが、この3つが重なった場合に更に、矛盾や問題が増幅されるように思います。私達は一般的な国際交流だけではなく、アジアの実態を直視しながらこの、貧困と差別、障害問題を重ねながら、そこに何を見るべきか世直しの大きなヒントを見い出していくことができると思います。このことはわが国で起こっている社会的な問題の捉え方にも共通する視点が含まれているのではないのでしょうか。

3つ目は、当事者運動についてです。あらためて、本当の当事者運動とは何か、この点は、日本は必ずしも十分ではありません。もっとアジアからも勉強し、交流しなければと感じました。

最後に、気になることを申し上げたいと思います。それは、本日のようなアジアをテーマとした、研修会や会議には参加者が少ないということです。もう少しははっきりいうと、「固定客」が決まっている感じを受けます。むろん、専門家としての「固定客」も引き続きたくさん参加してほしいのですが、もっともっと障害分野全体として関心を持ってほしいと思います。これについては、JDFの今後の重要課題になります。権利条約をめぐる課題を深めながら、これとアジアとをつなぐ努力をしていこうではありませんか。

障害者権利条約は来月(2006年12月)中の採択がほぼ確定的と言われています。今一番大事なことはこの条約をテコにしながら、国内法の改正を中心に障害関連法制を飛躍的に拡充させていくことです。そういう面では単純に批准(国会承認)を急げばいいと言うものではありません。当面は条約の個々の条項をどう解釈すべきか、この解釈に関して、NGOとして先んじて意見表明等を行っていく必要があります。この解釈意見表明に本日参加されている皆さんも積極的に参加していただきたいと思います。

今日は、長時間ありがとうございました。特にニューヨークからお越し頂いた長田こずえさん、ありがとうございました。また、シンポジストの皆さんありがとうございました。手話通訳や要約筆記の方もありがとうございました。以上で閉会とします。

講師紹介

秋山愛子（あきやま あいこ）氏

国連アジア太平洋経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission For Asia and the Pacific; エスキャップ）障害問題プロジェクト専門家（Project Expert on Disability）
2002年7月より現職。
現在イギリスのリーズ大学大学院で障害学を専攻中。

中西正司（なかにし しょうじ）氏

DPIアジア太平洋ブロック評議会議長
DPI日本会議理事
全国自立生活センター協議会議長
自立生活センター・ヒューマンケア協会代表
自立生活センター日野代表
当事者エンパワメントネットワーク理事

高田英一（たかだ えいいち）氏

財団法人全日本ろうあ連盟元理事長
世界ろう連盟名誉理事
社会福祉法人全国手話研修センター常務理事・日本手話研究所長
特定非営利活動法人・CS障害者放送統一機構理事長

戸田隆夫（とだ たかお）氏

JICA人間開発部第2グループ長（高等教育・技術教育・社会保障）
1984年JICA入職以来、コンゴ（民）、ルワンダ、ブルンジ、イラク、インドネシア（アチェ）等、
貧困と慢性的な武力紛争の双方に苛まれている国を含む多くの途上国における事業に参画。1990年代後半においては、改革推進室長代理としてJICAの諸改革にも参画。その後、平和構築に関するJICAの取り組み強化とともに、人間の安全保障概念の事業における実践に人間の安全保障グループ長を務める。2006年4月より現職。

田中徹二（たなか てつじ）氏

社会福祉法人日本点字図書館理事長
JDF・AP委員会委員
日本障害者協議会理事
障害分野NGO連絡会副代表

長田こずえ（Kozue Kay Nagata/こずえ・けい・ながた）氏

国連ILOの本部、GATT（現在WTO）勤務を経て、国連西アジア経済社会委員会（ESCWA）に総計12年間勤務。
国連東チモール臨時政府に出向（社会労働局、障害問題課を立ち上げる）。
2003年より、2006年の8月まで、国連ESCAPの障害問題担当官として、障害問題とかかわる。
2006年8月より、国連NYの本部に転勤。
現在、国連本部の社会経済理事会担当局の開発協力政策課において、シニア経済担当官。
また、現在名古屋の日本福祉大学の博士課程に在籍中（専門は開発と障害）。

国際セミナー
「アジア太平洋障害者の十年 後半5年の促進に向けて」
報告書

2007年3月作成

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1
財団法人日本障害者リハビリテーション協会
Tel : 03-5273-0601 Fax : 03-5273-1523

この事業は独立行政法人・福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）の助成により
行ったものです。